

令和4年度第1回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年4月5日(火)

午前9時30分から

岡崎市役所 分館3F 大会議室

2 会議に付した議案

議案

議案第1号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第2号 農地の転用の許可の申請について

議案第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第5号 非農地交付申請について

議案第6号 農用地利用集積計画について

議案第7号 農用地利用配分計画案について

議案第8号 農用地利用計画変更について

報告

報告第1号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第2号 現況証明願について

報告第3号 農地の転用のための届出の受理について

報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第5号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二、5番 柴田 若江

6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、9番 近藤 健次

11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一、16番 羽根田 正志

(農地利用最適化推進委員)

22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司、26番 川澄 秀世、28番 高木 政昭

29番 中野 永太郎、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、36番 三浦 弘正

37番 舩 憲明

4 欠席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、10番 成田 恭淑、14番 内藤 六市、15番 二村 誓也

17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊

27番 柴田 亨、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄

35番 阿部田 光春、38番 山内 隆一

5 出席事務局職員等

農業委員会事務局 事務局長 鈴木 洋人、事務局次長 牧野 徳之
総務係係長 遠藤 研吾、主事 栗生 大樹
主査（再任用） 山内 増樹
農務課 主査 伊藤 輝、主事 畔柳 雄基、主事 新田 英恵

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2番の河内 小枝子委員始め17名、出席は農業委員12名、推進委員9名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは3番の木俣 壽人委員と4番の酒井 功二委員をお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第1号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って5件説明を行った。申請番号2番、3番については直前に取り下げがあった旨を報告した。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田（若） 委員：申請番号1番 調査日令和4年4月1日。本議案は、譲渡人が引越すのために宅地を売却、農地も同様に譲渡したいというものです。譲受人はぶどう農園を経営しており、糞を肥料とするため新たに水田を取得したいとのことです。譲受人は十分に農地を維持できると判断し、調査員総合意見としては許可といたします。

中根 委員：申請番号4番 調査日令和4年3月27日。本議案は、譲渡人が高齢で経営困難なために農地を譲渡したいというものです。譲受人は経営拡大のために新たに取得したいとのことです。当事者において合意ができており、譲受人が取得後に耕作することに支障無いと認められる。申請書の譲受又は譲渡理由は適当であり、地域農業との調和が図られ支障はなし。調査員総合意見としては許可。以上です。

中根 委員：申請番号5番 調査日令和4年3月27日。本議案は、譲渡人が高齢で経営困難なために農地を譲渡したいというものです。譲受人は経営拡大のために都合のいい農地を取得したいとのことです。当事者において合意ができており、地域農業との調和が図られ、その他の問題もなし。調査員総合意見としては許可。以上です。

中根 委員：申請番号6番 調査日令和4年3月27日。本議案は、譲渡人が高齢で経営困難なために農地を譲渡したいというものです。当事者において合意ができており、その他の問題も特になし。調査員総合意見としては許可。以上です。

中根 委員：申請番号7番 調査日令和4年3月27日。本議案は、譲渡人が高齢で後継ぎもおらず経営困難なために農地を譲渡したいというものです。譲受人は先程と同じ人で、調査員総合意見としては許可。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第2号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可申請について、議案書に沿って4件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号1番 調査年月日は令和4年4月1日。承認申請者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。転用の必要性、妥当性、确实性については適。申請地の状況について、道路を挟んで宅地があるのですが、年とともに車も増えてきまして、昭和50年には2台分、平成7年にまた2台分追加ということで、擁壁を作りまして、雨でも崩れないような頑丈なコートがしてあります。申請地の状況はその他の埋め立て地、農地の区分は第2種、最寄りの集落端からの距離は50m以内、貸借・地域農業への影響はなし。被害防除措置・用排水関係事項は適。よって、調査員総合意見は承認といたします。

杉浦 委員：申請番号2番 調査年月日は令和4年3月26日。長男が畑を宅地にした。申請地はほとんどが宅地状況になっているが、若干の農地が残っており転用は可能。地域農業への影響、被害防除措置等問題なし。その他の問題もなし。よって、調査員総合意見は承認といたします。

川澄 委員：申請番号3番 調査年月日は令和4年3月25日。申請者が87歳と高齢で、家も古くなってきてバリアフリーもされていないので、新しく建て替えたい。現在建っているところは裏がカフェで、災害特別停滞区域内にあり新築の許可が下りないため、本人の持っている土地に新しく家を建てたいということです。地目は畑だが、現況は不耕作地。周りも不耕作地が多く、地域農業への影響はなし。その

他の問題もなし。よって、調査員総合意見は承認といたします。

舩 委員：申請番号4番 調査年月日は令和4年3月29日。転用の必要性、妥当性、確実性については適。申請地の状況は畑、農地の区分は第2種、最寄りの集落端からの距離は50m以内、貸借・地域農業への影響はなし。被害防除措置・用排水関係事項は適。その他の注意事項なし。よって、調査員総合意見は承認といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第3号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って13件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

木俣 委員：申請番号1番 調査年月日は令和4年3月28日。申請地の状況は畑だが不耕作地。その他の諸課題を全部クリアしているため調査員総合意見として可といたします。

神谷 委員：申請番号2番 調査年月日は令和4年3月26日。昨年の12月25日にも調査。長男が親の暮らす近くの申請地に分家住宅を建てたいとのこと。親の住む地域が災害指定区域であることも関係している。1月の総会で農用地利用計画変更の承認案件で承認済み。申請地状況は田。耕作者や改良区、町内役員や臨時関係者等に調査中で、地域農業への影響はなし。その他の調査事項も問題ないため、調査員総合意見として可といたします。

鈴木(要) 委員：申請番号3番 調査年月日は令和4年3月25日。父の持っている土地に分家住宅を建てたいとのこと。申請地の状況は畑だが、周りが住宅地に囲まれているので、地域農業への影響はなし。その他の調査事項も問題ないため、調査員総合意見として可といたします。

鈴木(要) 委員：申請番号4番 調査年月日は令和4年3月25日。今まで利用していた資材置場を返却する必要があり、会社近くに一体的に資材を置きたいため、新

たに申請地を資材置場として利用したいとのこと。申請地の状況は田だが、今までやってきたところの隣接地であるため、地域農業・被害防除措置への影響はなし。近隣の耕作者に聞き取りを行い、影響のないことは確認済み。その他の調査事項も問題ないため、調査員総合意見として可といたします。

近藤（健） 委員：申請番号5番 調査年月日は令和4年4月1日。父の持っている土地に分家住宅を建てたいとのこと。周りを住宅地に囲まれているので、地域農業への影響はなし。被害防除措置等も問題なし。聞き取り調査もして確認済み。よって、調査員総合意見として可といたします。

近藤（健） 委員：申請番号6番 調査年月日は令和4年4月1日。申請理由は記載の通り。周りを住宅地に囲まれているので、地域農業への影響はなし。その他の問題もなし。よって、調査員総合意見として可といたします。

大竹 委員：申請番号7番 調査年月日は令和4年3月28日。承認申請者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。譲受人が妻と子供と3人でアパートに暮らしていたが、子供の成長に伴い家財道具が増えて手狭になり、申請地に分家住宅を建てたいとのこと。過去の増築により隣接する倉庫が申請地に一部越境しているが、解体するという旨の回答及び始末書ももらっています。申請地の状況は畑、農地の区分は第3種、最寄りの集落端からの距離は50m以内、貸借の有無・地域農業への影響はなし。被害防除措置・用排水関係事項は適。よって、調査員総合意見として可といたします。

中根 委員：申請番号8番 調査年月日は令和4年3月27日。自社の残土処分先を探していたところ、高低差のある申請地で、地権者と利害が一致したためとのこと。申請地の状況は畑。最寄りの集落端からの距離は50m以内。当事者同士の確認はできている。その他、排水関係の問題なし。地域農業への影響もなし。よって、調査員総合意見として可といたします。

酒井（誠） 委員：申請番号9番 27番の柴田亨委員が欠席のため、代わりに7番酒井が発表します。調査年月日は令和4年3月25日。農業用倉庫から出入りする際に申請地を通る必要がある、また、収穫物の一時的な置き場、農作業用機械の置き場として申請地を利用したいとのこと。申請地の状況はコンクリート張りの道路になっており、申請内容および現地の調査により、転用による地域農業への影響は問題なし。その他の問題もなし。よって、調査員総合意見として可といたします。

中野 委員：申請番号10番 調査年月日は令和4年3月24日。自分の屋敷で分家住宅を建てるのだが、隣にある一部の畑が引っ掛かるため、その部分のみ転用をしたいとのこと。よって、調査員総合意見として可といたします。

中野 委員：申請番号11番 集落の田を分家住宅として認めてもらいたいとのこと。地域農業への影響はなし。よって、調査員総合意見として可といたします。

新實 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 4 年 3 月 30 日。田を駐車場にしたいという申請。既存の企業専用地の中から工場を運営し、建設機械の販売リース・メンテナンスを行っているが、手狭になり従業員の駐車場がなくなってきたため、近くで土地を探していたところ、農地を売却してもよいと双方が合意した。約 1,500 平米の土地で 2 名の方が田を売却し申請。転用の必要性は適、申請地の状況は田、農地の区分は第 2 種、最寄りの集落端からの距離は 50m 以内、貸借の有無・地域農業への影響はなし。被害防除措置・用排水関係事項は適。その他注意事項として、一部大型重機を運ぶ際に、道路の下に裏用水の配管がしてあるので、そこは通行しないように申し入れをする予定ですが、入口出口の変更をすれば問題ないため、調査員総合意見として可といたします。

早川 委員：申請番号 13 番。現在ある工場の規模を拡大するため、上三ツ木町内にある農地に工場を拡張移転したいとのことです。申請地のそばには多数の事業所が集積する工場専用地帯があり、その隣に申請をされました。申請地の状況は田で問題なく、住宅地から 50m 以内だが問題なしと判断し、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（誠） 委員：13 番について。6,000 平米という大きな農地が工業用地として農転されるが、一連の中で事務を処理するにあたって譲渡人 4 人について何か問題があったら教えて頂きたいです。何せ大きな面積ですので農転の経緯を教えて頂きたいです。

事務局：申請地の面積は 6,000 平米で 3,000 平米以上の転用になりますので、この場合は都市計画課が所管で行っている大規模土地利用行為の協議申請と特定事業の協議申請とを併せて事前に行っています。その際には地元説明を行っておりますが、特に問題があったとは聞いていません。農地転用許可申請を出される中でも他の方から問題があるという話は聞いていないので適正だと判断しています。

会長：その他に御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号 8 番と 13 番については転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち許可するものとします。次に議案第 4 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って1件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

高木 委員：申請番号1番。調査年月日は令和4年3月25日。申請者及び買取申し出事由の生じたものについてはそれぞれ別紙議案書記載のとおりです。今回の申請は、申し出事由の生じた方が死亡により農業に従事できなくなったものです。申請者の方に聞き取りを行ったところ、申請者の長男も長年体調がよろしくないとのことですが、亡くなられた方も亡くなる一年ほど前までは奥さんと田畑の仕事を180日程度行っており、農業従事者区分としては、農業の主たる従事者ということで許可いたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第5号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

柴田(若) 委員：申請番号1番 調査年月日は令和4年4月1日。長年畑と田を耕作しておらず、人力では手を付けられない状態にあり、山林に変更したいとのこと。周りも山林となっているため、許可してもいい状態になっていると考え、調査員総合意見として可といたします。

中根 委員：申請番号2番 調査年月日は令和4年3月27日。昭和53年に世襲で土地を継いだものの、道路が狭く機械も入らず、手作業で耕作。本人も会社勤めでなかなか時間が取れず、農業に専念することが難しく、荒れて山林状態になってしまったので、申請したとのこと。現地を見ても木が生い茂っており、自力で元の耕作できる状態に戻すのは難しいという判断です。地域農業への影響もないため、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、非農地と認定し通知するものいたします。次に議案第6号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第7号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第8号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画変更について、議案書に沿って9件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

木俣 委員：申請番号1番 調査しまして、記載通りでございます。他にも適当な箇所がないということで、最初に出された場所は色々問題があってできないということで、現在ここに書いてある所に作りたいということです。何も問題はなしと認め、可といたします。

神谷 委員：申請番号2番 調査年月日は令和4年3月26日。申請者は家族4人でアパートに住んでいるが、手狭になり、祖母が所有する申請地に分家住宅を建築したいとのことです。申請地の状況は畑、隣も分家住宅の宅地になっております。町内役員ほか臨時関係者に調査を行いました。周辺農用地との一体利用への影響ほか調査事項は問題なし。よって調査員総合意見として可といたします。

酒井（誠） 委員：申請番号3番 調査年月日は令和4年3月26日。楽天の基地局を作りたいとのことです。周辺に現在2本立っているが、この辺は楽天の電波が入らないため、新たに基地局をたてたいとのことです。周辺農用地との一体利用への影響、用排水への影響、今後の基盤整備事業実施の予定すべてなし。よって調査員総合意見として可といたします。

保田 委員：申請番号4番 調査年月日は令和4年3月28日。申請者は集合住宅に住んでおり、子供が増え手狭になってきたので、実家に戻り土地に家を建てたいとのことです。しかし土地が狭く建設不可能のために、父親の所有の、排水溝をまたいだ田の一部をあげることにしたそうです。土地の排水路へ家庭用排水を流すということで、草刈りを行うことを約束し、返事をいただきました。今後の基盤整備事業実施の予定はこの地域については土地改良事業を進めているわけですが、目途としては盛土のほうで活動を進めているということであり、了解を頂いております。よって調査員総合意見として可といたします。

加藤 委員：申請番号5番 調査年月日は令和4年3月30日。既存の店舗の老朽化、また、利用していた駐車場の地権者の方が売却するため、賃貸の契約の解除を求められ、老朽化・敷地の手狭ということで新しい店舗予定地を探しているとのことです。申請地以外にも4箇所候補地がありましたが、様々な理由で他のところは適していないとのことです。農地の状況については周辺農用地との一体利用への影響、用排水への影響、今後の基盤整備事業実施の予定すべてなし。よって調査員総合意見として可といたします。

羽根田 委員：申請番号6番 調査年月日は令和4年3月23日。分家住宅を作りたいということで、母親の土地をお子さんが取得したいとのことです。すでに土地の一部を分筆し、お姉さんが隣に住んでおり、すぐ隣に建築したいということです。農家側の了承も得ており、調査事項に問題はなしと判断し、調査員総合意見として可といたします。

羽根田 委員：申請番号7番 調査年月日は令和4年3月25日。分家住宅を作りたいということであります。隣が運送会社で排水整備もありますので、排水等問題はなしと判断しました。調査事項も問題なし。よって調査員総合意見として可といたします。

三浦 委員：申請番号8番 調査年月日は令和4年3月24日。自身の所有している土地に携帯電話の基地局を作りたいということであります。農地は1,500平米で、そのうち90平米を転用して基地局を整備したいということです。申請内容、現地調査、本人の聞き取りにより、農地利用計画変更による地域農業への影響はなく、被害防除も問題なし。その他問題もないため、調査員総合意見として可といたします。

三浦 委員：申請番号9番 調査年月日は令和4年3月24日。自身の所有地に自己用住宅を建築するというものです。申請地の状況は畑。現地確認、本人の母親に聞き取り調査を行い、農地利用計画変更による地域農業への影響はなく、被害防除も問題なし。その他問題もないため、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、農用地利用計画を変更するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	6件
現況証明願について	2件
農地の転用のための届出の受理について	6件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	21件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	2件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 34 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（3番）

岡崎市農業委員会委員（4番）